

(別添)

## 財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 台東区

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
52,862	3,033	55,895

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	88,562	86,126	2,436	2,304	32,248	163	基金から 12百万円繰入
病院会計	422	422	0	0	401	21	
用地会計	0	0	0	0	0	0	
普通会計	86,544	84,108	2,436	2,304	32,649	163	基金から 12百万円繰入

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの） (百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
国民健康保険事業 会計	19,619	19,539	80	173	0	3,140	—	—	—	
老人保健医療会計	15,298	15,114	184	100	0	1,061	—	—	—	
介護保険会計	10,004	9,406	598	375	7	1,621	—	—	—	
老人保健施設会計	511	441	70	70	5,995	100	—	—	—	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
特別区人・厚生 事務組合	13,951	12,752	1,199	1,197	1,901	4.2	—	—	—	
特別区競馬組合	114,933	113,998	935	935	0	—	—	—	—	
東京二十三区清掃 一部事務組合	86,522	81,690	4,832	4,832	93,503	2.7	—	—	—	
東京都後期高齢者 医療広域連合	0	0	0	0	0	—	—	—	—	

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
財団法人台東区産 業振興事業団	15	690	500	104	0	0	—	
財団法人台東区芸 術文化財団	3	580	500	545	0	0	—	
台東区土地開発公 社	0	11	11	0	0	0	—	
株式会社城北 ニューメディア	183	1,584	260	0	0	0	—	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

## 5 財政指数

財政力指数	0.42	実質収支比率	4.4
実質公債費比率	8.2	経常収支比率	74.9

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。

## ○ 財政状況等一覧表について

### 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

一般会計及び特別会計（公営事業会計以外のもの）の決算値を記載しています。  
普通会計の財政状況については、「地方財政状況調査」の数値を元に記載しています。

### 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

特別会計のうち公営事業会計に関するものの決算値を記載しています。

### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

台東区が加入する一部事務組合について財政状況を記載しています。  
数値については、「地方財政状況調査」を元に記載しています。

### 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

平成19年3月31日現在の第三セクター等の法人の経営状況等を記載しています。  
調査対象は以下のとおりです。

- 1) 会社法の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社のうち、地方公共団体が出資している法人
- 2) 民法の規定に基づいて設立された社団法人、財団法人のうち、地方公共団体が出捐している法人
- 3) 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
- 4) 地方独立行政法人

### 5 財政指数

#### ・財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

この数値が高いほど、財源に余裕があるといえます。

東京都の地方交付税算定に際し、地方交付税法上の特例として、基準財政収入額と基準財政需要額を都と特別区で合算して算出するよう規定されているため、各特別区個別の基準財政収入額と基準財政需要額は存在しません。

これにより特別区においては、特別区財政調整交付金の算出に用いた基準財政収入額と基準財政需要額を使用しているため、他市町村とは比較できません。

- ・実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いたもの）の割合で、概ね3～5%程度の黒字が適正水準とされています。

- ・実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すものです。

この比率が18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債が制限されます。

- ・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、特別区財政調整交付金（普通交付金）を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

区市町村では概ね70～80%が適正水準といわれています。

※ 財政状況一覧表中、実質収支比率、実質公債費比率、経常収支比率については、単位は%です。

※ 財政状況一覧表の数値は千円単位のを元に算出しているため、形式収支等で一致しない場合があります。